

防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨においては、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、多くの住宅や公共インフラのほか、農林水産業や商工業等に甚大な被害が生じた。

被災地においては、現在、復旧・復興に向けて官民が総力を挙げて取り組んでいるが、全面的な復旧・復興にはまだまだ時間と費用が必要である。

また、発生確率が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

加えて、豪雪、暴風・波浪等による災害も相次いで発生しており、こうした事態への対応も必要とされている。

現在、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」により、国と地方が一体となってハード・ソフト両面で強靭化対策に全力で取り組んでいるところであるが、抜本的な治水・治山対策や災害に強い道路ネットワークの構築など、地域の状況に応じた国土強靭化対策としては、なお十分とは言えない。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民の生命や財産を守るため、以下の事項について強く要請する。

I 強靭な国土づくり

1 あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、河川改修や堆積土砂の除去といった治水対策、高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等に関し、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたところであるが、引き続き、地方が取り組む緊急対策について必要な予算を確保すること。

また、3か年の緊急対策後も防災・減災対策を着実に推進するため、必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大、緊急自然災害防止対策事業債の継続など、起債制度の拡充を含めて必要な財政措置を講じること。

加えて、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げを行うなど財政支援をより一層拡充するとともに、地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことのできる新しい財政支援制度を創設すること。

2 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。また、上水道施設については、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備等の対応策を講じること。

加えて、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など、必要な取組を強化すること。

Ⅱ 平成30年7月豪雨災害を受けての要望

1 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の重点配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分や起債の特例措置など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算を確保すること。

2 「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置されたグループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援等について、複数年にわたり継続的に対応すること。

また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給や保証料補助等に対する財政措置を講じること。

さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援を行うなど、観光客誘致のための取組を強化すること。

3 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開に向けて、農林地や農林道・水路、生産施設・機械、共同利用施設、侵入防止柵等の復旧について必要な支援を行うとともに、特に被害の大きい柑橘樹園地等の復興を図るために継続的な支援を行うこと。

4 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

5 被災した警察施設、交通安全施設の復旧について、積極的な財政支援を行うこと。

6 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置している「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。

7 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや環境の改善、また学習支援の充実等を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学習サポート等を行う教育活動支援員の配置、心理検査の実施等に係る財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人による授業料の軽減等の取組に関して、より一層の財政措置を講ずること。

8 住民に災害から命を守るための行動を促すためには、「施設では防ぎきれない大洪水や土砂災害等は必ず発生するもの」へと住民の意識を変革していく必要がある。

このため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化すること。

9 国が定めた「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しに基づき、住民の適切な避難行動を促すための地方自治体の取組に対する新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

特に、市町村防災行政無線の高性能スピーカーへの改修や戸別受信機の配置など情報伝達手段の整備に対して重点的に支援を行うこと。

また、「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルについて、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

10 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するとともに取引時の説明を義務付けるため、市町村が作成したハザードマップに関する情報を宅地建物取引業法における重要事項説明の項目として位置付けるよう法令の改正を行うこと。

11 大雨特別警報等の防災気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、避難情報の発令を迅速に行うため、地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

具体的には、局地豪雨や竜巻等による突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測体制の強化を図ること。

また、夜間・早朝に立退き避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

12 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、平成30年7月豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

なお、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入等に要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

また、災害復旧事業や福祉・保健分野における被災者へのきめ細かな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員の中長期的な派遣を円滑に行うための体制整備に取り組むこと。

- 13 平成30年7月豪雨災害をはじめとする豪雨災害が近年、頻発化・激甚化し、社会的な損失や復旧費用が増大していることを踏まえ、災害が発生する前の抜本的な治水対策と土砂災害対策、いわゆる「事前防災」を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講じること。

III 地震をはじめとする大規模災害への対策強化

- 1 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む。）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。
- 2 南海トラフ地震臨時情報を活かし、住民の命を守るために、事前避難における災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担の一層の軽減を図ること。また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」については、後発地震も想定したものとなるよう、各県の意見も反映させながら早期の見直しを行うこと。
- 3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速すること。
特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置を行うこと。
また、避難所としての役割を担う施設について、バリアフリー化等の機能やクーラー設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。
- 4 住民の信頼を損なう免震・制振用ダンパー不適合について、不適合製品の交換が速やかに実施されるよう、国としても責任をもって業者を指導すること。
- 5 石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所や、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靭化推進事業費」や「高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金」について、令和元年度までとなっている事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を図ること。
あわせて、地方自治体による防護柵整備等の津波対策を促進するため、当該補助事業の対象とすること。
- 6 防災組織の実情に応じた防災訓練の実施や、地区防災計画の策定など、自主防災組織の活動の活性化をはじめ、活動の核となる防災士の育成等に関する必要な支援を行うこと。

- 7 医療機関の耐震化や高台移転、資機材のほか非常用電源設備や給水設備の整備及び増強、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCPや避難確保計画の策定促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政支援や技術的支援を一層充実、強化すること。
- 8 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）の整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率のかさ上げ等も含め必要な措置を講じること。
特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃貸に係る費用に対して特段の財政措置を講じること。
- 9 南海トラフ地震等の甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)のチーム数を増やし、災害急性期に大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。
また、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。
- 10 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であることから、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限にするためには、総合防災システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化が非常に有効である。については、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。
また、物資調達・輸送調整等支援システムについては、都道府県と市町村が連携して円滑に運用できるよう改善を図ること。
- 11 災害警備活動においては、車両、ヘリコプターの燃料や救出救助用資機材等多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、国庫補助の対象となっていない災害警備活動要員や後方支援要員の超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講ずること。
加えて、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、警備活動等に必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。
- 12 国の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（案）」においては、消防防災ヘリコプターの運航体制について、安全対策のため原則2人操縦体制の確保が求められているが、操縦士が不足しており、技量・経験のある優秀な人材の確保が困難な状況である。
そのため、国においても、操縦士志願者の増加策、操縦士資格取得に

係る経済的負担の軽減策、操縦士の養成やスキルアップのための育成機関の充実策など根本的な対策を講じた上で、航空業界に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士を育成、確保するための対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するために必要な財政支援を行うこと。

- 13 死者・行方不明者の氏名の公表基準について、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。
- 14 検案医の確保が困難な状況であることから、国においても医師会に対して積極的に働き掛けるなどの対策を講じるとともに、遺体安置場所の確保や環境整備等について、計画的に必要な措置を行うこと。
- 15 被災が想定される地域に対し、過去の復興事例を踏まえた助言を行うアドバイザーリスト制度や、高台移転をはじめとする「まちづくり」を総合的に推進する交付金制度を創設するなど、「事前復興」への支援を充実すること。
- 16 企業の防災・減災対策に対する優遇税制等の支援措置を充実するとともに、中小企業に対するBCP(事業継続計画)の必要性についての意識啓発を強化し、その策定・見直しへの支援を行うこと。
- 17 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

また、近年、工場・店舗等の非住家について、罹災証明書が事業者向け補助金等の各種支援制度に必要とされている状況を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。
- 18 大規模災害時における被災地の支援について、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において新たな制度を検討・創設すること。特に、平成28年の鳥取県中部地震の際には、被災者一人ひとりの事情に応じた生活復興プランを策定し、行政機関と地域のNPO法人や弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等が協力しチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が被災者の生活復興に大きな効果を挙げたことから、この仕組みについて国が主導して制度化すること。
- 19 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

令和元年8月30日

中四国サミット

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	丸 山 達 也
岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 翁 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 造
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
(一社)中国経済連合会会長	苅 田 知 英
四国経済連合会会長	佐 伯 勇 人